

議第 1 1 1 号 呉市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市税に係る督促状の発付期限を納期限後 20 日以内から 30 日以内へと延長するため、所要の規定を追加するものです。

2 改正の内容

平成 29 年 10 月から、新たな納付機会の拡大による納税者の利便性の向上のため、コンビニ収納を開始しましたが、これに伴い、市への入金までに要する期間が延伸したため、督促状の行き違いにより「コンビニで納付したのに督促状が届いた」という問合せが多数寄せられることとなりました。

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）においては、地方税に係る督促状の発付期限は「納期限後 20 日以内」とされていますが、同法の規定により、特別な事情がある都道府県及び市町村は、当該地方公共団体の条例で、当該期間とは異なる期間を定めることができるとされています。

そこで、督促状の発付期限を、現行の「納期限後 20 日以内」から 10 日間延長し、「納期限後 30 日以内」とすることで、より正確な市への入金情報に基づく事務処理につなげ、もって、問合せ等の不要な住民負担の発生の抑制とともに、督促状の発付件数の削減による経費の節減を図るものです。

3 実施団体等（調査日（令和元年 9 月末）現在）

- (1) 都道府県 : 北海道, 千葉県, 山梨県, 静岡県, 福井県, 三重県,
(9 団体) 高知県, 長崎県, 佐賀県
- (2) 政令指定都市 : 札幌市, 千葉市, さいたま市, 相模原市, 浜松市,
(12 団体) 名古屋市, 新潟市, 京都市, 大阪市, 堺市, 神戸市,
熊本市
- (3) 中核市 : 横須賀市, 船橋市, 豊田市, 和歌山市, 八尾市, 明石市,
(9 団体) 倉敷市, 長崎市, 那覇市
- (4) 特別区 : 中央区, 港区, 杉並区, 練馬区, 北区
(5 団体)
- (5) 広島県及び広島県内の市町 : 実績なし

4 根拠法令

地方税法第 329 条第 3 項（市民税）, 第 371 条第 2 項（固定資産税）, 第 463 条の 25 第 2 項（軽自動車税（種別割））及び第 702 条の 8（都市計画税）

5 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日